

高槻市建設工事等に係る不正な働きかけへの対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の各種契約（以下「建設工事等」という。）に関して、職員が市の内外から不正な働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、入札・契約業務等の透明性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象とする者)

第2条 この要領において、「不正な働きかけを行った者」の範囲は、不正な働きかけを受けた職員以外のすべての人に及び、事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等すべての人を対象とする。

(対象とする範囲)

第3条 この要領において、「不正な働きかけ」とは、建設工事等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者の競争入札参加又は不参加に関する要求行為
 - (2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為
 - (3) 特定の者に有利となる発注方法又は入札参加資格の選定を促す要求行為
 - (4) 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
 - (5) 非公表又は公表前における設計金額、積算基準、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格等に関する情報漏洩要求行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある要求行為
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、不正な働きかけの対象としない。
- (1) 高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例（以下「条例」という。）第7条で定める事項に該当する要望等であるもの
 - (2) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
 - (3) 単に入札等に関する事実又は手続きの確認であることが明らかなもの
 - (4) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該不正な働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、次に掲げることを伝えなければならない。

- (1) 不正な働きかけに応じられないこと

(2) 不正な働きかけを記録すること

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けた場合には、単独で対応せず、可能な限り複数人で対応するよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第5条 職員は、不正な働きかけを受けた場合は、速やかに当該不正な働きかけの内容を報告書（別記様式）に記録し、所属長を経由して、所属部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属部長は当該報告内容を総務部長に報告しなければならない。

3 特に重要なものであると所属部長が判断するものについては、総務部長と協議の上、市長に報告するものとする。

4 不正な働きかけが前3項に掲げる報告を受けるべき者からなされたときは、その者を除いて報告するものとする。

5 職員は、第1項の報告書を作成するときは、真実に基づき正確に記録しなければならない。

(不正な働きかけの判断)

第6条 市長は、第3条第1項第6号の行為に該当するか否かの判断をしなければならないときは、高槻市入札参加者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経て、決定することができる。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の判断について、条例第10条の審査会の審議に付すものとする。

(必要な措置)

第7条 市長は、第3条第1項各号に該当する不正な働きかけがあった場合は、建設工事等の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、選考委員会に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

2 前項に定める必要な措置とは、次に掲げるものをいう。

(1) 警察等関係機関又は公正取引委員会への通報

(2) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止

(3) その他選考委員会において必要と判断された措置

3 市長は、第1項の措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて相手方から意見聴取をするものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 28 日から施行する。

(別記様式)

報告書

働きかけを受けた日時	令和 年 月 日 () 午前・後 時 分	
働きかけを行った者 ※確認できた事項 について記載	住所	
	会社名等	
	役職・氏名等	連絡先
働きかけの手段	電話 面談 その他()	
働きかけの内容		
対応状況・方針等	※不正な働きかけを受けた場合は、「応じられないこと」及び「記録すること」を相手方に伝えること。 <input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えない	
働きかけを受けた者の職・氏名		